

出産・子育てに関する制度

学校法人聖泉学園法人規程から

出産・子育てを支援する制度の概要を紹介します。

妊娠	産後1年以内	1歳	2歳	3歳～就学まで	小学校入学
					
時差出勤・休憩等					
勤務時間内通院に関する措置					
症状等に関する措置					
残業・休日出勤免除(妊産婦)					
産前休暇	産後休暇				
配偶者の出産					
	子の保育時間				
	育児休業				
	育児のための所定外労働の制限				
	育児短時間勤務				
	育児のための時間外労働の制限				
	深夜勤務免除				
	子どもの看護休暇				



女性が取得可能



男性が取得可能



男女とも取得可能



妊娠がわかったら利用できる制度

本学では妊娠しても仕事が続けられるよう、下記の制度がありますので、遠慮なく活用してください。

時差出勤・休憩等に関する措置

通勤緩和 : 勤務時間の始めまたは終わりにおいて、原則として1日を通じ1時間以内で必要とされる時間、時差出退勤することができます。

勤務中の休憩 : 業務を長時間継続することが身体に負担になる場合、申し出により所定の休憩以外に適宜休憩をとることができます。

学校法人聖泉学園母性の健康管理等に関する規程 第3条

勤務時間内通院に関する措置

妊娠中の女性職員が母子保健法による健康診査等のため、勤務時間内に通院する必要がある場合には、申し出により、次の時間内通院をすることができます。

- | | | |
|-----|--------------|--|
| (1) | 妊娠23週まで | 4週間に1回 |
| (2) | 妊娠24週から35週まで | 2週間に1回 |
| (3) | 妊娠36週以降分娩まで | 1週間に1回 |
| (4) | 産後 | 医師等が指示したときはその指示を踏まえて、申し出により時間内通院ができます。 |

学校法人聖泉学園母性の健康管理等に関する規程 第2条

症状等に対応する措置

妊娠中及び出産後1年以内の女性職員が、医師から勤怠状態が健康に支障を及ぼすとの指導を受けた場合、「母子健康管理指導事項連絡カード」の症状等に対応すべく、作業の軽減、勤務時間の短縮、休業等の措置をとります。

学校法人聖泉学園母性の健康管理等に関する規程 第4条

残業・休日出勤の免除

母体保護のため、妊娠がわかってから出産後1年間は、残業及び休日出勤を命令されることがなくなる制度です。

学校法人聖泉学園母性の健康管理等に関する規程 第5条



産前休暇

出産予定日以前6週間（多胎妊娠の場合は14週間）から取得できる休暇です。

学校法人聖泉学園就業規則 第35条5



産後休暇

出産した日の翌日から8週間後まで必ず休まなければならない休暇です。

学校法人聖泉学園就業規則 第35条5

男性職員が配偶者の出産時にとることができる特別休暇

男性職員の妻が出産のため病院に入院した日等から出産日の2週間後までの間で、付き添いや出生の届け出のために最大3日間取得できる休暇です（1日または半日単位で取得できます）。

学校法人聖泉学園就業規則 第35条 6

金銭的な支援

私学共済から「出産費」「出産手当金」等の給付があります。



0 歳から 1 歳まで利用できる制度

子の保育時間

満1歳に達しない乳児を育てている場合、子どもへの授乳や託児所への送迎などを行う必要がある場合、1回30分、1日2回までで特別休暇を取得できます。

学校法人聖泉学園就業規則 第35条 8

育児休暇

子どもが1歳になるまで、育児のため勤務を休むことができます。ただし勤務年数が1年に満たない職員、子どもが1歳に達するまでに雇用関係が終了することが決まっている職員は申出できません。

また、保育所に入所希望しているにも関わらず入所できない場合には、最大1年の育児休業期間の延長を申し出ることができます。

学校法人聖泉学園育児休業および育児のための制限等に関する規程 第2条・第6条



0歳から3歳まで利用できる制度

育児のための所定外労働の制限

子どもが3歳になるまで、育児のため残業及び休日出勤が命令されなくなる制度です。

学校法人聖泉学園育児休業および育児のための制限等に関する規程 第7条

育児短時間勤務

子どもが3歳になるまで、勤務時間を以下のように1日実働6時間とすることを申し出ることができる制度です。

(1) 教育職員

始業 午前10時35分

終業 午後5時25分

(2) 事務職員

始業 午前9時30分

終業 午後4時15分

学校法人聖泉学園育児休業および育児のための制限等に関する規程 第15条



0歳から小学校に入学するまで利用できる制度

育児のための時間外労働の制限

子どもが小学生に入学するまで、1か月について24時間、1年について150時間を超えて時間外労働の命令がされない制度です。

学校法人聖泉学園育児休業および育児のための制限等に関する規程 第8条

育児のための深夜業の制限

子どもが小学生に入学するまで、午後10時から午前5時までの勤務を命令がされない制度です。

学校法人聖泉学園育児休業および育児のための制限等に関する規程 第9条

子の看護休暇

小学校入学前の子供の看護(ケガや病気の世話)や予防接種・健康診断が必要となった場合、最大年5日(小学校入学前の子が2人以上いる場合には最大年10日)、時間単位で取得できる休暇です。

学校法人聖泉学園育児休業および育児のための制限等に関する規程 第10条